令和８年第１回潟上市議会臨時会会議録

○開　会　　令和８年　２月２４日　午前１０：００

○閉　会　　午前１１：４３

○仮議席（１８名）

１番　加藤大地	２番　佐藤敏雄	３番　奈良崇史
４番　鈴木壮二	５番　伊勢潤	６番　中川光博
７番　菅原宣之	８番　一ノ関郁也	９番　石川浩之
１０番　菅原龍太郎	１１番　藤原仁美	１２番　奈良与志樹
１３番　堀井克見	１４番　藤原典男	１５番　鐙仁志
１６番　菅原蘭子	１７番　安田貴志	１８番　鈴木司

○臨時議長　　１５番　鐙仁志

○出席議員（１８名）

１番　加藤大地	２番　鈴木司	３番　奈良崇史
４番　安田貴志	５番　伊勢潤	６番　中川光博
７番　菅原宣之	８番　一ノ関郁也	９番　石川浩之
１０番　菅原龍太郎	１１番　藤原仁美	１２番　奈良与志樹
１３番　堀井克見	１４番　藤原典男	１５番　鐙仁志
１６番　菅原蘭子	１７番　鈴木壮二	１８番　佐藤敏雄

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市　　長	鈴木雄大	副　市　長	鎌田雅人
教　育　長	吉原慎一	総　務　部　長	古仲淳
市民生活部長	菅生司	福祉保健部長兼福祉事務所長	伊藤佐和子
産業振興部長	古畑範行	建　設　部　長	佐々木渉

教育部長	伊藤強	総務課長	浅野幸一
企画政策課長	石井恵子	財政課長	内田倫雄
商工観光振興課長	鈴木和徳	都市建設課長	小玉大史
教育総務課長	菅原摂	選挙管理委員会・監査委員事務局長	鈴木千秋

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	安田秀樹	議会事務局次長	澁谷睦子

令和８年第１回潟上市議会臨時会日程表（第１号）

令和８年２月２４日（１日目）午前１０時開会

会議並びに議事日程

１．臨時議長（地方自治法第１０７条の規定による年長議員）

２．臨時議長あいさつ

３．開会宣言・開議宣言

日程第　１　仮議席の指定について

日程第　２　潟上市議会議長の選挙について

令和８年第１回潟上市議会臨時会日程表（第１号の２）

令和８年２月２４日（１日目）第１号日程終了後開議

１．新議長あいさつ

日程第　１　本議席の指定について
日程第　２　会議録署名議員の指名について
日程第　３　会期の決定について
日程第　４　副議長の選挙について
日程第　５　議席の一部変更について
日程第　６　潟上市常任委員会委員の選任について
日程第　７　潟上市議会運営委員会委員の選任について
日程第　８　潟上市議会改革推進会議委員の選任について
日程第　９　潟上市議会議員政治倫理審査会委員の選任について
日程第１０　選挙第１号　男鹿潟上南秋消防組合議会議員の選挙について
日程第１１　選挙第２号　男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙について
日程第１２　選挙第３号　男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙について
日程第１３　選挙第４号　湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙について
日程第１４　選挙第５号　秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
日程第１５　報告第１号　専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）
日程第１６　承認第１号　専決処分の承認について（令和７年度潟上市一般会計補正予算（第１２号）を定めること）
日程第１７　承認第２号　専決処分の承認について（令和７年度潟上市一般会計補正予算（第１３号）を定めること）
日程第１８　承認第３号　専決処分の承認について（令和７年度潟上市一般会計補正予算（第１４号）を定めること）
日程第１９　発議第１号　潟上市議会広報編集特別委員会の設置について
日程第２０　発議第２号　潟上市議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

午前１０時０１分　開会

○議会事務局長（安田秀樹）　おはようございます。議会事務局長の安田でございます。

本臨時会は、当市議会議員一般選挙後の最初の議会となります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、鐙仁志議員が年長ですのでご紹介いたします。鐙仁志議員は議長席にご移動をお願いいたします。

（議長席着席）

○臨時議長（鐙仁志）　皆さん、おはようございます。ただいま紹介された鐙でございます。地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行うこととなりました。何卒よろしくお願いします。

【開会の宣言】

○臨時議長（鐙仁志）　ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和８年第１回潟上市議会臨時会を開会します。

【日程第１　仮議席の指定】

○臨時議長（鐙仁志）　日程第１、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

【日程第２　議長選挙】

○臨時議長（鐙仁志）　日程第２、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、投票、または地方自治法第118条の規定による指名推選のいずれの方法がよろしいですか。皆さんの意見を伺いたいと思います。14番藤原典男議員。

○１４番（藤原典男）　投票でお願いします。

○臨時議長（鐙仁志）　ただいま14番藤原典男議員から投票の発言がございました。指名推選は、先ほど申し上げました地方自治法第118条により全員の同意がなければ指名推選はできませんので、投票と決定いたします。

暫時休憩します。

午前１０時０３分　休憩

……

午前１０時０４分　再開

○臨時議長（鐙仁志）　休憩前に引き続き会議を再開します。

議場の閉鎖を命じます。

（議場出入口閉鎖）

○臨時議長（鐙仁志）　ただいまの出席議員数は18名であります。

投票用紙を配布します。

（投票用紙配布）

○臨時議長（鐙仁志）　投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○臨時議長（鐙仁志）　配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（鐙仁志）　異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名をフルネームで記載の上、１番議員から順次投票してください。

（投　票）

○臨時議長（鐙仁志）　投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○臨時議長（鐙仁志）　投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第２項の規定により、立会人に１番加藤大地議員、２番佐藤敏雄議員、３番奈良崇史議員の３名を指名いたします。３名の立ち会いをお願いします。

（開　票）

○臨時議長（鐙仁志）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票17票、無効投票１票であります。

有効投票のうち、佐藤敏雄議員が17票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は５票であります。よって、佐藤敏雄議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場出入口開鎖）

○臨時議長（鐙仁志）　ただいま議長に当選されました佐藤敏雄議員に対しまして、会議規則第32条第２項の規定による当選の告知をいたします。

佐藤敏雄議員は、当選の承諾及び挨拶をお願いします。発言席にご登壇願います。

○議長（佐藤敏雄）　皆様、このたび、栄えある潟上市議会議長に就任させていただきましたことに感謝申し上げます。

この責任の重さを感じていますとともに、議長としての責務を全うしていく責任感と覚悟を持って取り組んでまいろうと決意も新たにしたところでございます。

地方自治の本旨は、議会と市当局はともに切磋琢磨しながら、社会福祉はもとより市民生活の向上に努める二元代表制にあると捉えています。

潟上市議会におきましても、市長をはじめとした市当局としっかり議論を重ね、市民のための施策を実践していくことが、明日の地方自治発展につながるものと私は信じております。

さて、議員の顔ぶれも約半数近くの８名が入れ替わりました。これも時代の流れに沿った結果の表れと市民からの切実なる声であったものと改めて実感をしております。

この新しくなった市議会で、議員としての品性と市民から負託を受けた責任を、それぞれの議員が自覚をし、他市の見本となる市議会へ前進をさせ、市民の皆様のご期待に沿えるよう、公平かつ円滑な議事進行に努めてまいる所存であります。

市長並びに市当局の皆様、そして議員の皆様には、今後ともご協力とご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○臨時議長（鐙仁志）　これをもちまして、臨時議長としての職務を終わらせていただきます。皆様のご協力、誠にありがとうございました。

議長、私が降壇しますので、議長席へ登壇願います。

暫時休憩します。

（議長交代）

午前１０時１８分　休憩

……

午前１０時３０分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第１　本議席の指定について】

○議長（佐藤敏雄）　それでは、議事日程第１号の２により、日程第１、本議席の指定を行います。

議席は、会議規則第４条第１項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

【日程第２　会議録署名議員の指名について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、１番加藤大地議員、３番奈良崇史議員を指名します。

【日程第３　会期の決定について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第３、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日と決定しました。

【日程第４　副議長の選挙について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第４、副議長の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、投票、指名推選のいずれかの方法がよろしいでしょうか。15番鐙仁志議員。

○１５番（鐙仁志）　投票のほうがいいと思います。

○議長（佐藤敏雄）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　ただいま15番議員から投票の発言がありましたので、副議長の選挙は投票によって行います。

ここで暫時休憩します。

午前１０時３０分　休憩

……

午前１０時３１分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の閉鎖を命じます。

（議場出入口閉鎖）

○議長（佐藤敏雄）　ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配布します。

（投票用紙配布）

○議長（佐藤敏雄）　投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（佐藤敏雄）　配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（佐藤敏雄）　異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名をフルネームで記載の上、１番議員から順次投票してください。

（投　票）

○議長（佐藤敏雄）　投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（佐藤敏雄）　投票漏れなしと認めます。これで投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第２項の規定により、立会人に４番鈴木壮二議員、５番伊勢潤議員、６番中川光博議員の３名を指名いたします。３名の立ち会いをお願いします。

（開　票）

○議長（佐藤敏雄）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票16票、無効投票２票であります。

有効投票のうち、鈴木壮二議員16票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は５票であります。よって、鈴木壮二議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場出入口開鎖）

○議長（佐藤敏雄）　ただいま副議長に当選されました鈴木壮二議員が議場におりますので、会議規則第32条第２項の規定による当選の告知をします。

鈴木壮二議員は、当選の承諾及び挨拶をお願いします。鈴木議員、発言席へご登壇お願いいたします。

○副議長（鈴木壮二）　まずは副議長の任を仰せつかったこと、心より感謝申し上げます。

議長をサポートすることはもちろんのこと、皆さんと一緒に協力して議会を推し進めていければと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

【日程第５　議席の一部変更について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第５、議席の一部変更についてを議題とします。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第４条第３項の規定によって議席の一部を変更します。

あらかじめ申し上げます。17番が副議長席、18番が議長席とされておりますので、17番の安田貴志議員の席を４番に、18番の鈴木司議員の席を２番に変更いたします。

ただいま決定いたしました議席にそれぞれご着席お願いします。

なお、この後配布する各委員会等の名簿は、仮議席番号により作成されておりますが、後日変更後の議席番号に基づいた名簿を再配布いたします。

暫時休憩します。

午前１０時４５分　休憩

……

午前１０時５０分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第６　潟上市議会常任委員会委員の選任について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第６、潟上市議会常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、配布している名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

各常任委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩します。

午前１０時５０分　休憩

……

午前１０時５０分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長が選出されましたので、報告いたします。

総務文教常任委員会の委員長に９番石川浩之議員、副委員長に10番菅原龍太郎議員。

社会厚生常任委員会の委員長に14番藤原典男議員、副委員長に８番一ノ関郁也議員。

産業建設常任委員会の委員長に５番伊勢潤議員、副委員長に３番奈良崇史議員。

以上のとおりご報告いたします。

【日程第７　潟上市議会運営委員会委員の選任について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第７、潟上市議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、配布しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議会運営委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩します。

午前１０時５２分　休憩

……

午前１０時５２分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長が選出されましたので、ご報告いたします。

委員長に２番鈴木司議員、副委員長に15番鐙仁志議員。

以上のとおりご報告いたします。

【日程第８　潟上市議会改革推進会議委員の選任について　及び　日程第９　潟上市議会議員政治倫理審査会委員の選任について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第８、潟上市議会改革推進会議委員の選任について及び日程第９、潟上市議会議員政治倫理審査会委員の選任についてを一括議題とします。

日程第８については、議会改革推進会議設置要綱第３条第２項の規定により、配布しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、議会改革推進会議委員は、名簿

のとおり選任することに決定いたしました。

日程第９については、議会議員政治倫理条例第７条第３項の規定により、配布しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、議会議員政治倫理審査会委員は、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

それぞれの正副委員長互選のため、暫時休憩します。

午前１０時５４分　休憩

……

午前１０時５４分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を開きます。

正副委員長が選出されましたので、ご報告いたします。

議会改革推進会議の委員長に11番藤原仁美議員、副委員長に１番加藤大地議員。

議会議員政治倫理審査会の委員長に６番中川光博議員、副委員長に４番安田貴志議員。

以上のとおりご報告いたします。

【日程第１０　選挙第１号 男鹿潟上南秋消防組合議会議員の選挙について　から　日程第１３　選挙第４号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第10、選挙第１号 男鹿潟上南秋消防組合議会議員の選挙についてから日程第13、選挙第４号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙についてまでを一括議題とします。

選挙第１号から選挙第４号までについては、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

なお、各組合議員の名簿は、決定した後で、後日配布いたします。

それでは、男鹿潟上南秋消防組合議会議員には、３番奈良崇史議員、12番奈良与志樹議員、13番堀井克見議員、15番鐙仁志議員を指名し、男鹿潟上南秋消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました議員が男鹿潟上南秋消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました４名の方々が議場におられますので、本席から会議規則第32条第２項の規定による当選の告知をいたします。

次に、男鹿地区消防一部事務組合議会議員には、４番安田貴志議員、７番菅原宣之議員、13番堀井克見議員、15番鐙仁志議員を指名し、男鹿地区消防一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました議員が男鹿地区消防一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました４名の方々が議場におられますので、本席から会議規則第32条第２項の規定による当選の告知をいたします。

次に、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員には、１番加藤大地議員、２番鈴木司議員、６番中川光博議員、11番藤原仁美議員を指名し、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました議員が男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました４名の方々が議場におられますので、本席から会議規則第32条第２項の規定による当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩します。

午前１１時００分　休憩

……

午前１１時０１分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、湖東地区行政一部事務組合議会議員には、３番奈良崇史議員、６番中川光博議員、８番一ノ関郁也議員、10番菅原龍太郎議員、12番奈良与志樹議員、16番菅原蘭子議員を指名し、湖東地区行政一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました議員が湖東地区行政一部事務組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました６名の方々が議場におられますので、本席から会議規則第32条第２項の規定による当選の告知をいたします。

【日程第１４　選挙第５号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第14、選挙第５号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

それでは、指名は議長からしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、私を指名したいと思います。ただいま指名した議長が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議長が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人となりました。

ここで暫時休憩します。

午前１１時０３分　休憩

……

午前１１時０６分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、鈴木市長より発言の申し出がありますので、これを許します。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大）　それでは、提出案件の概要について申し上げます。

はじめに、専決処分の報告についてであります。

損害賠償の額を定めることについては、市が設置したスノーポールが強風により転倒し、走行中の相手方車両に接触してサイドミラーを破損させたものであります。

次に、令和７年度潟上市一般会計補正予算（第12号）の承認につきましては、除排雪委託料の不足への対応であります。

当初予算において約１億1,100万円を計上しておりましたが、年始以降の降雪状況から予算不足が見込まれたため、１億5,000万円を１月９日付けで専決処分したものであります。

また、本市へのふるさと応援寄附額が12月末日で過去最高額の19億4,000万円に達しました。これに伴い、返礼品等の関連経費に不足が生じることから、関連経費７億4,360万円を同じく１月９日付けで専決処分したものであります。

次に、令和７年度潟上市一般会計補正予算（第13号）の承認につきましては、衆議院の解散に伴い、２月８日投開票の衆議院議員総選挙の執行経費として2,096万9,000円を１月23日付けで専決処分したものであります。

最後に、令和７年度潟上市一般会計補正予算（第14号）の承認についてであります。

除排雪委託料につきましては、１月９日の専決処分により補正後の予算額を約２億6,100万円としておりましたが、１月以降の更なる降雪により予算不足が見込まれたことから、１月30日付けで追加の１億5,000万円を専決処分したものであります。

この後、担当部長がご説明いたしますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上であります。

【日程第１５　報告第１号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）】

○議長（佐藤敏雄）　日程第15、報告第１号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）を議題とします。

報告第１号について、当局より説明を求めます。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉）　それでは、ピンク色の表紙の説明資料の１ページ目をお開き願います。

報告第１号 専決処分の報告について、ご説明いたします。

本案は、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第１項の規定によ

り専決処分し、同条第２項の規定により報告するものでございます。

相手方については記載のとおりでございます。

事故の概要についてですが、令和７年12月15日午後６時頃、潟上市飯田川下虻川字街道下の市道街道下・飯塚浜線で、市が設置した竹製スノーポールが強風により傾倒し、走行していた相手方車両の助手席側サイドミラーを破損させたものでございます。

損害賠償額は3,300円、専決処分は令和８年２月12日でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

【日程第１６　承認第１号 専決処分の承認について（令和７年度潟上市一般会計補正予算（第１２号）を定めること）】

○議長（佐藤敏雄）　日程第16、承認第１号 専決処分の承認について（令和７年度潟上市一般会計補正予算（第12号）を定めること）を議題とします。

承認第１号について、当局より提案理由の説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳）　それでは、説明資料の２ページをお開き願います。

承認第１号 専決処分の承認について、ご説明いたします。

本予算は、令和７年度潟上市一般会計補正予算（第12号）を、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、令和８年１月９日に専決処分したものでございます。

はじめに、１、予算の規模でございます。

令和７年度潟上市一般会計補正予算（第12号）の補正予算額は８億9,360万円の追加でございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源が７億4,360万円、一般財源が１億5,000万円で、内訳は記載のとおりでございます。

次のページをお願いします。

続きまして、２、補正予算の内容についてご説明いたします。

（１）ふるさと納税事業７億4,360万円は、ふるさと納税の寄附件数及び寄附金額の増加に対応するため、事業費を追加するものでございます。

（２）除排雪事業１億5,000万円は、除排雪の増加に対応するため、事業費を追加するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第１号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立全員です。したがって、承認第１号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第１７　承認第２号 専決処分の承認について（令和７年度潟上市一般会計補正予算（第１３号）を定めること）】

○議長（佐藤敏雄）　日程第17、承認第２号 専決処分の承認について（令和７年度潟上市一般会計補正予算（第13号）を定めること）を議題とします。

承認第２号について、当局より提案理由の説明を求めます。鈴木選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会・監査委員事務局長（鈴木千秋）　それでは、説明資料の４ページをお開き願います。

承認第２号 専決処分の承認について、ご説明いたします。

本予算は、令和７年度潟上市一般会計補正予算（第13号）を地方自治法第179条第１項の規定に基づき、令和８年１月23日に専決処分したものでございます。

はじめに、１、予算の規模でございます。

令和７年度潟上市一般会計補正予算（第13号）の補正予算額は2,096万9,000円の追加でございます。

補正予算の財源でございますが、全て特定財源で、県支出金でございます。

次に、２、補正予算の内容について、ご説明いたします。

衆議院議員選挙費2,096万9,000円は、衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙を執行するための経費を補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第２号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立全員です。したがって、承認第２号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第１８　承認第３号 専決処分の承認について（令和７年度潟上市一般会計補正予算（第１４号）を定めること）】

○議長（佐藤敏雄）　日程第18、承認第３号 専決処分の承認について（令和７年度潟上市一般会計補正予算（第14号）を定めること）を議題とします。

承認第３号について、当局より提案理由の説明を求めます。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉）　それでは、説明資料の５ページをお開き願います。

承認第３号 専決処分の承認について、ご説明いたします。

本予算は、令和７年度潟上市一般会計補正予算（第14号）を地方自治法第179条第１項の規定に基づき、令和８年１月30日に専決処分したものでございます。

はじめに、１、予算の規模でございます。

令和７年度潟上市一般会計補正予算（第14号）の補正予算額は１億5,000万円の追加でございます。

補正予算の財源でございますが、全て一般財源で、繰入金でございます。

次に、６ページをお願いいたします。

次に、２、補正予算の内容についてご説明いたします。

除排雪事業１億5,000万円は、除排雪の増加に対応するため、事業費を追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから承認第３号について質疑を行います。質疑ありませんか。13番堀井克見議員。

○１３番（堀井克見）　今、提案理由の説明にもるるありましたけれども、大変な今年は冬でした。そして選挙も市議会、あるいはまた国会とダブルということで、大変当局も気遣われたと思います。お疲れさまでした。

当初が１億1,000万幾らと、最初の専決が１億5,000万と、更にまた１月末に１億

5,000万と、トータルで４億一千幾らという膨大な金額載ってます。恐らく１月末の専決処分が全て財政出動したとは思いませんけれども、現状において、４億幾らというものが全て財政出動にもうなったのかどうか、この点が一点です。

それからもう一つは、除排雪ということで今、力込めておりましたけれども、担当部長がね。私の知る範囲では、それも部分的に、例えば湖東地区ですか、塩口、大崎、道路のきょうあい、狭いところにおいては排雪作業はしているなと、いいことだなと私拝見しておりました。しかしながら、団地においても結構きょうあいな道路がありまして、そこも非常に苦慮していたという例も散見いたしました。ここでお尋ねしたいことは、除雪は一斉除雪ということで、基準ルールの中でやっているということは承知しておりますよ。しかしながら、排雪においては、手挙げ方式なのか、あるいはまた当局が判断をされて出動という形をとっているのか、どういうプロセスなのかということ、この二点をひとつ明確にお示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉）　ただいまの堀井議員の一つ目の質問の予算措置した分の財政出動は全て使っているのかというご質問でございましたけども、現時点で４億のうちの約３億3,000万円ほどは財政出動しております。あと、予算残が約7,000万円ほど残っております。

次に、二つ目の質問の住宅地内の排雪作業の基準はということでしたけども、一応、各方面から苦情等の電話が来て、うちの職員のほうで現地を確認し、排雪作業が必要な場合はその部分について出動するような形をとっております。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　13番堀井克見議員。

○１３番（堀井克見）　１点目の質問、7,000万ぐらいの残高があると。これから恐らく雪も降らないだろうし、これは余るという形での処理されるだろうと、よかったと思います。

二つ目の答弁の中で、んと思ったのは、言ってみれば、苦情が来ると。手挙げてくるわけだね。うちのほうの道路が大変だと。それを職員の皆さんが現地を確認しながら対処していると、こういうことですよね。なかなか基準を決めるということは難しいとは思いますよ。基準を定めるということは難しいと思う。しかしながら、やっぱりもう少

し掘り下げた形でやっぱりやっていかないと、毎回毎回苦情の電話が来ると、シーズンになれば、いうことも有り得ますよね。かって秋田市の除雪が大変苦戦した時代がありまして、その後、様々なやっぱりツールを使ってやってますよね。その後そういうふうな問題が、かなりかなり解消されたと。現実に隣の市でそういうことをやっていますので、非常に地球規模の気象の異常さが出てきてますから、これからも十分ね、今年のような、更にまたそれに増したような除雪対策というものが十分必要になってくると思いますので、そこら辺はひとつ今回のこの、今年度のことを一つの経験値として、来年度以降に対策を練っておくということも一つの考え方としてありかなと思いますけれども、それに対する決意のほど、あるいは思いをお聞かせいただきたい。

今一つは、先ほどの議論の中でもされましたけども、飯田川のほうの竹の物が飛んで、そして補償補填、3,300円だか500円だと。実は私もちょうど選挙の最中でしたけれども、初日の時に飯塚のほうに行きましたよ。飯塚。やっぱりね、飯塚浜から妹川浜のほうに渡る道路、歩けたもんじゃない、はっきり言って。突っ込んでいってもおかしくないという状態。ああいう場所ほどね、ああいう最中でもあったし、きちっとやっぱり道路として整備をし、そして通行に不便をかけないように、危険の排除をするような、そういうことが私は常がね必要かなということを強く感じました。あの当時の、あれは30日かな、告示の日というのは。飯塚のあの浜周辺の道路の、もう大変なね吹雪というか、そして吹き溜まりというか、そういうの把握していましたか。それらも含めて、あのままにしておくと、これからも補償補填とか、あるいはまた災害補償が出てくると思いますので、そこらについての認識のあり方、場合によっては今後の対応の仕方というものをひとつお答えいただければと思います。どうですか。

○議長（佐藤敏雄）　佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉）　貴重なご意見ありがとうございます。先ほど苦情が来てからという話をしましたけれども、苦情が来る前でも大体こちらのほうで数年間の実績がありまして、排雪が必要な場所等は職員のほうで事前にチェックを行っております。また、それ以外の場所でも苦情が来る場合もありますので、そういう場合は現地のほうを確認して排雪作業等を実施しております。

今後も堀井議員おっしゃるとおり、前年度、その前の過去のデータを整理しながら、事前に確認をし、市民の皆様に不便をかけないようにしたいと思っております。

また、先ほど、選挙の期間中、飯塚の浜から妹川の浜のほうに向かう、多分お話して

いるのは線路沿いの道路かと思いますけれども、一応あそこは吹き溜まるということで事前に状況を確認しておりますので、早い段階で除雪車のほうは部分的にとか、あと市直営の職員のほうで吹き溜まり等発生した場合は出動して除雪を行っております。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　13番堀井克見議員。

○１３番（堀井克見）　今、担当部長の答弁で、ほぼほぼ私理解しました。どうかひとつ今までの経緯というものを踏まえながら、万全を期してほしいなと申し上げたいと思います。

最後に一言、要望になりますけれども、県南・県北も大変な豪雪でした。新聞紙上、マスコミで見ていますと、県道、あるいは国道、あるいは市道等々あるわけですが、共同除雪というか、効率的に運用を図るためには、そういう今までなかったような形態での除雪体制というものが、今、築かれようとしていますよ。ですから、今回は幸いにも県道、国道、市道との交差点、あるいは交わるところ界わいのその共同除雪の必要性はなかったかもしれませんが、ああいうやっぱり先進事例が出てきましたから、これからは潟上市も場合によってはそういう状況を、県当局、あるいはまた国、管理局と、力を合わせて対応していくんだと、それが事故防止、あるいはまた市民生活の安全・安心に直、つながっていくんだという認識を持って進めていただきたいということを要望したいと思います。お答えは要りません。

以上で終わります。以上。

○議長（佐藤敏雄）　ほかに質疑ございませんか。14番藤原典男議員。

○１４番（藤原典男）　市民生活のためには除雪というのは非常に大事で、素早く専決処分２回やったということは評価しますけれども、これは自主財源ということでやったとは思うんですが、あまり豪雪になれば災害対応ということで、国や県からのお金も来るはずなんですけれども、そこあたり辺の要請とか要望とか、判断とか、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（佐藤敏雄）　古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳）　ただいまの質問にお答えいたします。

財源につきましては、通常、特別交付税という制度がございまして、こういったかかり増しの経費については、我々としては現在、県を経由して要望しているところでございますし、先日は国のほうにも市長が直々にお願いにまいっている次第でございますの

で、そういった部分で財源は、幾分の手当は当然あろうかと思います。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　よろしいですか。

○１４番（藤原典男）　はい。

○議長（佐藤敏雄）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第３号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立全員です。したがって、承認第３号は原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩します。

午前１１時２９分　休憩

……

午前１１時２９分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第１９　発議第１号 潟上市議会広報編集特別委員会の設置について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第19、発議第１号 潟上市議会広報編集特別委員会の設置についてを議題とします。

発議第１号について、提出者の説明を求めます。２番鈴木司議員。

○２番（鈴木司）　発議第１号 潟上市議会広報編集特別委員会設置に関する決議について、提案理由の説明をいたします。

提案理由は、潟上市議会の活動状況を市民に周知し、市政に対する理解と協力を得るために「潟上市議会だより」を発行するもので、お手元の決議案にありますように潟上市議会広報編集特別委員会を設置するものであります。

決議案の内容は、１の名称から11の閉会中の継続審査までございます。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　これで説明を終わります。

これから発議第１号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第１号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立全員です。したがって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前１１時３５分　休憩

……

午前１１時３６分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました潟上市議会広報編集特別委員会の委員は、配布しました名簿のとおり選任することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、潟上市議会広報編集特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定しました。

正副委員長互選のため、常任委員会室３へご移動願います。

ここで暫時休憩します。

午前１１時３６分　休憩

……

午前１１時４１分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を開きます。

潟上市議会広報編集特別委員会の正副委員長が選出されましたので、ご報告いたします。

委員長には11番藤原仁美議員、副委員長には16番菅原蘭子議員。

以上のとおりご報告いたします。

暫時休憩します。

午前１１時４２分　休憩

……

午前１１時４２分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第２０　発議第２号 潟上市議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第20、発議第２号 潟上市議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第103条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認め、閉会中の委員会継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和８年第１回潟上市議会臨時会を閉会します。

皆様、どうもお疲れさまでした。

午前１１時４３分　閉会

署　　名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

潟上市議会議長　　佐　藤　敏　雄

〃　臨時議長　　鐙　　仁　志

〃　署名議員　　加　藤　大　地

〃　署名議員　　奈　良　崇　史